

自主的避難等対象区域（いわき市）の病院に長期入院しながら透析治療を受けていた申立人（身体障害1級）について、原発事故直後に同病院が閉鎖されて避難を余儀なくされた上、各地の病院を転々とさせられ、十分な透析治療を受けられなかったことなどを考慮し、精神的損害等が中間指針第一次追補において示された額よりも20万円増額された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

1 損害項目

- (1) 平成23年分
 - ① 生活費増加費用及び移動費用
 - ② 精神的損害
- (2) 平成24年12月5日付東電プレスリリースに基づく追加賠償（追加的費用等）
- (3) 本件和解仲介に関する弁護士費用

2 期間

- (1) 平成23年3月11日から同年12月末日まで
- (2) 平成23年3月11日から平成24年8月末日まで
- (3) 平成23年3月11日から平成24年8月末日まで

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1の第1項記載の損害項目（第1の第2項記載の期間に限る。）に対する和解金として、329,600円の支払義務があることを確認する。

（内訳）

- (1) 平成23年分

① 生活費増加費用及び移動費用	40,000円
② 精神的損害	240,000円
- (2) 平成24年12月5日付東電プレスリリースに基づく追加賠償（追加的費用）
- (3) 弁護士費用

第3 支払方法

（省略）

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第5 清算

申立人と被申立人は、第1の第1項記載の損害項目（第1の第2項記載

の期間に限る。) について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。ただし、第1の第1項記載の損害項目(1)②については、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年1月8日

(仲介委員 山田宣郷)